

鹿 児 島 県 公 報

平成29年12月26日（火）第3378号の2



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

規 則

- 職員の給料の調整額に関する規則等の一部を改正する規則（※）（人事課取扱い） 1
- 単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則（※）（人事課取扱い） 9
- 企業立地の促進等に係る集積区域における県税の特別措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則（※）（税務課取扱い） 15
- 鹿児島県営住宅条例施行規則等の一部を改正する規則（※）（建築課取扱い） 16
- 鹿児島県証紙条例施行規則の一部を改正する規則（※）（会計課取扱い） 16

告 示

- 非常勤職員のうち、報酬の額について知事が定めるものの額の一部改正（※）（人事課取扱い） 17

教 育 委 員 会 規 則

- 鹿児島県学校職員の初任給等に関する規則及び教育職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則（※）（教職員課取扱い） 22

公 安 委 員 会 規 則

- 単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則（※）（警務課取扱い） 26
- 鹿児島県地方警察職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則（※）（警務課取扱い） 32

規 則

職員の給料の調整額に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年12月26日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県規則第51号

職員の給料の調整額に関する規則等の一部を改正する規則
(職員の給料の調整額に関する規則の一部改正)

第1条 職員の給料の調整額に関する規則（昭和32年鹿児島県規則第76号）の一部を次のように改正する。

別表第2アの表1級の項中「6,372円」を「6,417円」に、「6,421円」を「6,466円」に、「6,475円」を「6,520円」に、「6,525円、5号給6,574円」を「6,570円」に改める。

別表第2エの表1級の項中「7,204円」を「7,258円」に、「7,267円」を「7,321円」に、「7,335円」を「7,389円」に、「7,398円」を「7,452円」に、「7,465円」を「7,519円」に、「7,533円」を「7,587円」に、「7,600円」を「7,654円」に、「7,668円」を「7,722円」に、「7,726円」を「7,780円」に、「7,803円」を「7,857円」に、「7,875円」を「7,929円」に、「7,947円」を「7,996円」に、「8,014円」を「8,064円」に改め、同表2級の項中「8,442円」を「8,496円」に、「8,536円」を「8,590円」に、「8,631円」を「8,685円」に、「8,721円」を「8,775円」に、「8,815円」を「8,869円」に、「8,919円」を「8,973円」に、

「9,022円」を「9,076円」に、「9,126円」を「9,180円」に、「9,234円」を「9,288円」に、「9,297円, 11号給9,360円」を「9,351円」に改める。

(職員の給料の特別調整額に関する規則の一部改正)

第2条 職員の給料の特別調整額に関する規則（昭和35年鹿児島県規則第90号）の一部を次のように改正する。

別表第5アの表別表第1に掲げる職の項中「116,900円」を「117,000円」に改める。

(鹿児島県職員の初任給調整手当支給規則の一部改正)

第3条 鹿児島県職員の初任給調整手当支給規則（昭和36年鹿児島県規則第119号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第6条関係）

職員の区分 期間の区分	1 項 職 員			2 項職員	3 項職員	4 項職員
	1 種	2 種	3 種			
	円	円	円	円	円	円
1 年 未 満	414,300	368,400	308,300	50,700	100,000	30,000
1 年 以 上 2 年 未 満	414,300	368,400	308,300	50,700	100,000	30,000
2 年 以 上 3 年 未 満	414,300	368,400	308,300	50,700	100,000	30,000
3 年 以 上 4 年 未 満	414,300	368,400	308,300	50,700	100,000	30,000
4 年 以 上 5 年 未 満	414,300	368,400	308,300	50,700	100,000	30,000
5 年 以 上 6 年 未 満	414,300	368,400	308,300	50,700	90,000	30,000
6 年 以 上 7 年 未 満	414,300	368,400	308,300	48,900	80,000	30,000
7 年 以 上 8 年 未 満	414,300	368,400	308,300	47,100	60,000	30,000
8 年 以 上 9 年 未 満	414,300	368,400	308,300	45,300	40,000	30,000
9 年 以 上 10 年 未 満	414,300	368,400	308,300	43,500	20,000	30,000
10 年 以 上 11 年 未 満	414,300	368,400	308,300	41,700		30,000
11 年 以 上 12 年 未 満	414,300	368,400	308,300	39,900		27,000
12 年 以 上 13 年 未 満	414,300	368,400	308,300	38,100		24,000
13 年 以 上 14 年 未 満	414,300	368,400	308,300	36,300		21,000
14 年 以 上 15 年 未 満	414,300	368,400	308,300	34,900		18,000
15 年 以 上 16 年 未 満	414,300	368,400	308,300	33,500		15,000
16 年 以 上 17 年 未 満	409,900	364,400	305,000	32,100		12,000
17 年 以 上 18 年 未 満	405,500	360,400	301,700	30,700		9,000
18 年 以 上 19 年 未 満	401,100	356,400	298,400	29,300		6,000
19 年 以 上 20 年 未 満	396,700	352,400	295,100	27,900		3,000
20 年 以 上 21 年 未 満	392,300	348,400	291,800	26,500		
21 年 以 上 22 年 未 満	372,900	331,500	278,000	25,900		
22 年 以 上 23 年 未 満	353,100	314,300	264,000	25,300		
23 年 以 上 24 年 未 満	333,800	297,600	250,500	24,300		
24 年 以 上 25 年 未 満	314,400	280,700	236,600	23,700		
25 年 以 上 26 年 未 満	294,900	263,800	222,900	23,100		
26 年 以 上 27 年 未 満	272,200	243,000	205,300	22,500		
27 年 以 上 28 年 未 満	250,000	222,600	188,200	21,900		
28 年 以 上 29 年 未 満	227,600	202,200	170,900	21,100		
29 年 以 上 30 年 未 満	204,800	181,400	153,300	20,800		
30 年 以 上 31 年 未 満	180,000	159,500	135,300	20,400		
31 年 以 上 32 年 未 満	155,100	137,600	117,000	19,800		
32 年 以 上 33 年 未 満	130,500	115,900	99,100	18,900		
33 年 以 上 34 年 未 満	92,400	84,000	73,100	18,000		
34 年 以 上 35 年 未 満	57,100	54,200	48,800	17,300		

(鹿児島県職員の期末手当及び勤勉手当支給規則の一部改正)

第4条 鹿児島県職員の期末手当及び勤勉手当支給規則（昭和44年鹿児島県規則第50号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項第1号中「100分の101.5以上100分の170」を「100分の111.5以上100分の190」に、「100分の125.5以上100分の210」を「100分の133.5以上100分の230」に改め、同項第2号中「100分の92.5以上100分の101.5」を「100分の102.5以上100分の111.5」に、「100分の114.5以上100分の125.5」を「100分の122.5以上100分の133.5」に改め、同項第3号及び第4号中「100分の83.5」を「100分の93.5」に、「100分の103.5」を「100分の113.5」に改める。

第15条第1項第1号中「100分の41」を「100分の46」に、「100分の52」を「100分の57」に改め、同項第2号及び第3号中「100分の39.25」を「100分の44.25」に、「100分の48.5」を「100分の53.5」に改める。

（初任給，昇格，昇給等に関する規則の一部改正）

第5条 初任給，昇格，昇給等に関する規則（昭和60年鹿児島県規則第67号）の一部を次のように改正する。

別表第7イの表中

「	54		「	53		「	34		「	33
	55			54			34			34
	56			54			34			34
	57			55			35			34
	57			55			35			34
	57			56			35			35
	58	を		56	に、		36			35
	58			57			36			35
	58			57			36			35
	59			58			37			36
	59			58			37			36
	59			58			37			36
	59			59			37			37
	59			59			38			37
	59			59			38			38
	59			59			38			38

60	59	39	38
		39	38
		39	39
		39	39
		39	39
		40	39

別表第7ウの表中

29	28
29	29
29	29
30	29
30	29
30	30
31	30
31	30
31	30
32	31
32	31
32	31
33	31
33	32
33	32

を に改める。

別表第7エの表中

34	33
35	34

36		34
37		35
37	を	35
38		36
38		36
39		37
39		38
40		39

に改める。

別表第7オの表中

78		77
79		78
80		78
81		79
81		79
81		80
81		80
81		81
82		81
82	を	81
82		81
82		82
82		82
83		82
83		82
83		83

に改める。

83	83
83	83
84	83

別表第7カの表中

22	21	54	53	43	42
23	22	55	54	43	42
24	22	56	54	43	43
25	23	57	55		
25	23	57	55		
26	24	58	56		
26	24	58	56		
27	25	59	57		
27	26				
28	27				

を に, を に, を に改める。

(県立の短期大学に勤務する学校職員の初任給等に関する規則の一部改正)

第6条 県立の短期大学に勤務する学校職員の初任給等に関する規則（平成16年鹿児島県規則第42号）の一部を次のように改正する。

別表第5中

46	45
46	46
47	46
47	46
48	47
48	47
49	47
49	48
49	48

49		48
50		49
50		49
50		49
50		49
51		50
51		50
51		50
51		50
52		51
52		51
52	を	51 に改める。
52		51
53		52
53		52
53		52
53		52
54		53
54		53
54		53
54		54
54		54
54		54
54		54
55		54

55	54
55	55
55	55
55	55
55	55
55	55
56	55

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の職員の給料の調整額に関する規則の規定、第2条の規定による改正後の職員の給料の特別調整額に関する規則の規定、第3条の規定による改正後の鹿児島県職員の初任給調整手当支給規則の規定、第5条の規定による改正後の初任給、昇格、昇給等に関する規則（第4項において「改正後の初任給等規則」という。）の規定及び第6条の規定による改正後の県立の短期大学に勤務する学校職員の初任給等に関する規則（第4項において「改正後の県短初任給等規則」という。）の規定は平成29年4月1日から、第4条の規定による改正後の鹿児島県職員の期末手当及び勤勉手当支給規則（次項において「改正後の期末手当等支給規則」という。）の規定は同年12月1日から適用する。
(勤勉手当の成績率の特例)
- 3 当分の間、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下この項において「再任用職員」という。）以外の職員（鹿児島県職員の給与に関する条例（昭和26年鹿児島県条例第13号）第8条の2第1項の規定により給料の特別調整額の支給を受ける職員を除く。）に対する改正後の期末手当等支給規則第14条の規定の適用については同条第1項第1号中「100分の111.5以上100分の190以下」とあり、及び同項第2号中「100分の102.5以上100分の111.5未満」とあるのは「100分の93.5」とし、再任用職員に対する改正後の期末手当等支給規則第15条の規定の適用については同条第1項第1号中「100分の46以上」とあるのは「100分の44.25」とする。
(平成29年4月1日から施行日の前日までの間における異動者の号給)
- 4 平成29年4月1日からこの規則の施行の日（次項において「施行日」という。）の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の初任給等規則の規定による号給が第5条の規定による改正前の初任給、昇格、昇給等に関する規則（以下この項において「改正前の初任給等規則」という。）の規定による号給に達しない職員又は改正後の県短初任給等規則の規定による号給が第6条の規定による改正前の県立の短期大学に勤務する学校職員の初任給等に関する規則（以下この項において「改正前の県短初任給等規則」という。）の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号給については、改正後の初任給等規則及び改正後の県短初任給等規則の規定にかかわらず、それぞれ改正前の初任給等規則の規定による号給又は改正前の県短初任給等規則の規定による号給とするものとする。
(施行日から平成30年3月31日までの間における異動者の号給)
- 5 施行日から平成30年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなっ

た職員及び降格，昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員（個別に人事委員会の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。）のうち，前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の，当該適用又は異動の日における号給については，なお従前の例によることができる。

.....
単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。
平成29年12月26日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県規則第52号

単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則

（単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則の一部改正）

第1条 単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則（昭和32年鹿児島県規則第77号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条，第3条関係）

現 業 職 給 料 表

職員 の区 分	職 務 の 級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円
	1	128,900	180,300	202,000	249,100	278,400
	2	129,800	181,800	203,400	250,300	280,300
	3	130,800	183,300	204,800	251,400	282,100
	4	131,700	184,800	206,100	252,600	283,900
	5	132,700	186,100	207,400	253,500	285,700
	6	133,700	187,600	208,800	254,800	287,500
	7	134,700	189,000	210,200	255,900	289,200
	8	135,700	190,300	211,600	257,100	291,000
	9	136,500	191,700	213,000	258,200	292,600
	10	137,500	192,900	214,600	259,300	294,400
	11	138,500	194,200	216,200	260,500	296,100
	12	139,600	195,300	217,600	261,700	297,900
	13	140,400	196,500	218,900	262,700	299,400
	14	141,400	197,600	220,400	263,800	301,100
	15	142,400	198,700	221,900	264,800	302,700
	16	143,400	199,800	223,200	265,800	304,200
	17	144,500	200,900	224,100	266,900	305,700
	18	145,700	202,000	224,900	268,100	307,300
	19	146,900	203,000	225,800	269,200	308,900
	20	148,100	204,000	226,800	270,100	310,600
	21	149,200	205,000	227,700	271,100	311,700
	22	150,400	206,100	229,200	272,200	313,100
	23	151,600	207,200	230,500	273,300	314,500
	24	152,800	208,200	231,600	274,300	316,000
	25	154,000	209,100	233,100	275,200	317,200
	26	155,500	210,000	234,400	276,300	318,700
	27	157,000	210,700	235,700	277,400	320,100
	28	158,500	211,600	237,000	278,500	321,500
	29	159,900	212,500	238,000	279,400	323,100
	30	161,400	213,700	239,200	280,500	324,300
	31	162,900	214,700	240,500	281,500	325,600
	32	164,400	215,600	241,700	282,500	326,800
	33	165,900	216,300	242,800	283,300	327,900
	34	167,700	217,500	244,100	284,200	328,800
	35	169,500	218,600	245,200	285,100	329,900
	36	171,300	219,800	246,400	286,200	331,000
	37	173,100	220,500	247,700	286,800	332,100
	38	174,800	221,700	248,900	287,700	333,200
	39	176,500	222,900	250,200	288,600	334,200
	40	178,200	224,000	251,500	289,500	335,200
	41	179,800	224,900	252,500	290,200	336,200
	42	181,200	226,100	253,800	291,200	337,200
	43	182,600	227,100	254,900	292,200	338,200
44	184,000	228,200	256,200	293,100	339,200	

45	185,500	229,300	257,100	293,800	340,100
46	186,900	230,400	258,200	294,700	341,100
47	188,300	231,500	259,400	295,600	342,100
48	189,700	232,500	260,400	296,500	343,100
49	191,000	233,500	261,600	297,200	344,000
50	192,200	234,600	262,800	297,800	344,900
51	193,300	235,700	264,000	298,500	345,800
52	194,500	236,900	264,900	299,300	346,600
53	195,600	238,000	265,900	299,900	347,400
54	196,700	239,000	267,000	300,700	348,200
55	197,800	239,900	268,200	301,400	349,000
56	198,900	240,700	269,400	302,100	349,700
57	200,000	241,600	270,200	302,800	350,400
58	201,000	242,600	271,200	303,500	351,200
59	202,000	243,600	272,300	304,300	352,000
60	203,000	244,500	273,300	305,000	352,700
61	204,100	245,400	274,400	305,600	353,400
62	205,000	246,300	275,500	306,300	354,100
63	205,900	247,200	276,300	307,000	354,800
64	206,800	248,100	277,400	307,700	355,500
65	207,500	248,900	278,200	308,200	356,100
66	208,300	249,700	279,000	308,700	356,600
67	209,000	250,500	279,800	309,300	357,100
68	209,800	251,200	280,600	309,900	357,600
69	210,200	252,000	281,300	310,500	358,000
70	210,800	252,600	282,100	310,900	
71	211,100	253,000	282,900	311,400	
72	211,700	253,400	283,600	311,900	
73	211,900	253,600	284,400	312,200	
74	212,500	254,000	285,100	312,700	
75	213,000	254,500	285,900	313,200	
76	213,800	255,000	286,700	313,600	
77	214,000	255,400	287,300	313,800	
78	214,700	255,800	287,800	314,100	
79	215,200	256,300	288,300	314,400	
80	215,800	256,800	288,700	314,700	
81	216,500	257,100	289,100	315,000	
82	217,000	257,400	289,500	315,300	
83	217,600	257,700	290,000	315,600	
84	218,300	258,000	290,500	315,900	
85	218,900	258,200	290,900	316,100	
86	219,400	258,400	291,500	316,500	
87	219,900	258,700	292,100	316,800	
88	220,600	259,000	292,700	317,000	
89	221,100	259,200	293,000	317,200	
90	221,700	259,400	293,500	317,500	
91	222,300	259,800	294,000	317,800	
92	222,800	260,000	294,400	318,100	

	93	223,200	260,300	294,800	318,300	
	94	223,700	260,700	295,300	318,600	
	95	224,200	261,000	295,800	318,900	
	96	224,700	261,300	296,300	319,100	
	97	225,200	261,500	296,600	319,300	
	98	225,700	261,800	297,000	319,600	
	99	226,200	262,000	297,500	319,900	
	100	226,700	262,300	298,000	320,100	
	101	227,100	262,600	298,400	320,300	
	102	227,600	262,800	298,800		
	103	228,200	263,100	299,100		
	104	228,800	263,400	299,400		
	105	229,200	263,600	299,700		
	106	229,700	263,800	300,100		
	107	230,000	264,100	300,500		
	108	230,400	264,300	300,900		
	109	230,600	264,600	301,200		
	110	231,000	264,900	301,600		
	111	231,500	265,200	302,000		
	112	232,000	265,400	302,300		
	113	232,200	265,600	302,500		
	114	232,700	265,900	302,800		
	115	233,200	266,100	303,100		
	116	233,700	266,300	303,300		
	117	234,000	266,600	303,500		
	118	234,400	266,900	303,800		
	119	234,800	267,200	304,100		
	120	235,200	267,500	304,300		
	121	235,600	267,600	304,500		
	122		267,900	304,800		
	123		268,200	305,100		
	124		268,500	305,300		
	125		268,600	305,500		
	126		268,900	305,800		
	127		269,200	306,100		
	128		269,500	306,300		
	129		269,600	306,500		
	130		269,900	306,800		
	131		270,200	307,100		
	132		270,500	307,300		
	133		270,600	307,500		
	134		270,900			
	135		271,200			
	136		271,500			
	137		271,600			
再任用職員		193,200	204,300	222,800	243,600	274,300

備考 職員の給料月額、この表に掲げる給料月額に100分の100.29を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げる。）とする。

別表第5中

「	57		「	56		「	26		「	25
	57			57			26			26
	57			57			27			26
	58			57			27			26
	58	を		58	に、		28			27
	58			58			28			27
	59			58			29			27
	59			59			29			28
	59			59			29			28
	60			59			30			28
」			」				30			29
							30			29
							30			29
							31			30
							31			30
							31			31
							32			31
			」							」

別表第7の1級の項中「5,755円」を「5,800円」に、「5,796円」を「5,841円」に、「5,841円」を「5,886円」に、「5,881円」を「5,926円」に、「5,926円、6号給5,971円」を「5,971円」に改める。

（単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部改正）

第2条 単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（平成18年鹿児島県規則第62号）の一部を次のように改正する。

附則第3項第1号中「100分の95.18」を「100分の99.13」に改め、同項第2号中「100分の95.39」を「100分の99.34」に改める。

（単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則の一部改正）

第3条 単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則（平成27年鹿児島県規則第20号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成30年3月31日」を「平成33年3月31日」に改め、「相当する額」の次に「から、平成30年4月1日から給料の支給日までの期間の年数（その期間に1年に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）に1を加えた数に3,000円を乗じて得た額を減じた額（零を上回るものに限る。）」を加える。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第3条の規定は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成29年4月1日から適用する。
- 3 改正後の規則別表第1及び別表第7の規定を適用する場合においては、改正前の単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則（以下「改正前の規則」という。）別表第1及び別表第7の規定並びに単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則（平成27年鹿児島県規則第20号。以下この項において「平成27年改正規則」という。）附則第2項の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則別表第1及び別表第7の規定並びに平成27年改正規則附則第2項の規定による給与の内払とみなす。
- 4 平成29年4月1日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の規則別表第5の規定による号給が改正前の規則別表第5の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号給については、改正後の規則別表第5の規定にかかわらず、改正前の規則別表第5の規定による号給とするものとする。
- 5 この規則の施行の日から平成30年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。
- 6 前3項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項については、鹿児島県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成29年鹿児島県条例第30号）の適用を受ける職員の例による。

.....

企業立地の促進等に係る集積区域における県税の特別措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年12月26日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県規則第53号

企業立地の促進等に係る集積区域における県税の特別措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則

企業立地の促進等に係る集積区域における県税の特別措置に関する条例施行規則（平成20年鹿児島県規則第65号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

地域経済牽引事業の促進に係る区域における県税の特別措置に関する条例施行規則

第1条中「企業立地の促進等に係る集積区域における県税の特別措置に関する条例」を「地域経済牽引事業の促進に係る区域における県税の特別措置に関する条例」に改める。

第2条第1項中「企業立地の促進等に係る集積区域における県税の課税免除申請書」を「地域経済牽引事業の促進に係る区域における県税の課税免除申請書」に改める。

第3条中「企業立地の促進等に係る集積区域における県税の課税免除承認（不承認）通知書」を「地域経済牽引事業の促進に係る区域における県税の課税免除承認（不承認）通知書」に改める。

別記第1号様式中「企業立地の促進等に係る集積区域における県税の課税免除申請書」を「地域経済牽引事業の促進に係る区域における県税の課税免除申請書」に、「企業立地の促進等に係る集積区域における県税の特別措置に関する条例」を「地域経済牽引事業の促進に係る区域における県税の特別措置に関する条例」に、

「6 承認企業立地計画の写し

7 申請に係る対象施設の年次別建設計画及びその実績の概要を明らかにする書類

8 申請に係る対象施設の全体の平面見取図 を

- 9 申請に係る建物の平面図
 - 10 その他知事が必要と認める書類
- 「6 承認地域経済牽引事業計画の写し
- 7 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第24条の規定に
 - 8 申請に係る対象施設の年次別建設計画及びその実績の概要を明らかにする書類
 - 9 申請に係る対象施設の全体の平面見取図
 - 10 申請に係る建物の平面図（不動産取得税に係る申請の場合に限る。）
 - 11 その他知事が必要と認める書類

基づく確認書の写し

に改める。

別記第2号様式中「企業立地の促進等に係る集積区域における県税の課税免除承認（不承認）通知書」を「地域経済牽引事業の促進に係る区域における県税の課税免除承認（不承認）通知書」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の地域経済牽引事業に係る区域における県税の特別措置に関する条例施行規則の規定は、平成29年9月29日から適用する。

鹿児島県営住宅条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年12月26日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県規則第54号

鹿児島県営住宅条例施行規則等の一部を改正する規則

（鹿児島県営住宅条例施行規則の一部改正）

第1条 鹿児島県営住宅条例施行規則（平成4年鹿児島県規則第25号）の一部を次のように改正する。

第12条中「第31条第3項」を「第31条第4項」に改める。

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例施行規則及び住民基本台帳法施行条例施行規則の一部改正）

第2条 次に掲げる規則の規定中「第31条第3項」を「第31条第4項（同条第1項に係る部分に限る。）」に改める。

(1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例施行規則（平成27年鹿児島県規則第43号）第3条第4項第4号及び第4条第4号

(2) 住民基本台帳法施行条例施行規則（平成27年鹿児島県規則第44号）第4条第10項第4号

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鹿児島県証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年12月26日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県規則第55号

鹿児島県証紙条例施行規則の一部を改正する規則

鹿児島県証紙条例施行規則（昭和39年鹿児島県規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1中	通訳案内士登録手数料 通訳案内士登録証訂正手数料 通訳案内士登録証再交付手数料	を
-------	---	---

- 「 全国通訳案内士登録手数料
全国通訳案内士登録証訂正手数料
全国通訳案内士登録証再交付手数料 」 に、
- 「 旅行業変更登録申請手数料 」 を
- 「 旅行業変更登録申請手数料
旅行サービス手配業登録申請手数料 」 に、
- 「 保管場所証明手数料 」 を
- 「 自動車保管場所証明書交付手数料 」 に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成30年1月4日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から、別表第1の改正規定中 「 保管場所証明手数料 」 を 「 自動車保管場所証明書交付手数料 」 に改める部分は鹿児島県手数料徴収条例の一部を改正する条例（平成29年鹿児島県条例第33号）附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日から施行する。
- 2 この規則の公布の日からこの規則の施行の日の前日までの間における改正前の鹿児島県証紙条例施行規則第2条の規定の適用については、同条中「別表第1のとおり」とあるのは、「別表第1に掲げる使用料及び手数料並びに鹿児島県手数料徴収条例の一部を改正する条例（平成29年鹿児島県条例第33号）附則第2項に規定する手数料」とする。

告 示

鹿児島県告示第1214号

平成17年3月29日鹿児島県告示第497号（非常勤職員のうち、報酬の額について知事が定めるものの額）の一部を次のように改正し、平成29年12月26日から施行する。

改正後の告示の規定は、平成29年4月1日から適用する。

改正後の告示の規定を適用する場合においては、改正前の告示の規定に基づいて支給された報酬は、改正後の告示の規定による報酬の内払とみなす。

平成29年12月26日

鹿児島県知事 三反園訓

表を次のように改める。

区 分		報 酬 額	
総務部	かごしま県民交流センター館長	月額 550,000円以内	
	共生・協働推進専門員	日額 7,980円以内	
	行政不服審査会委員	会長	日額 20,000円以内
		委員	日額 17,000円以内
	教務補助員	日額 7,400円以内	
	県政情報相談員	日額 7,070円以内	
	県税事務相談員	日額 8,720円以内	
	県税事務補助員	日額 7,070円以内	
	交通事故相談員	月額157,290円以内又は日額7,910円以内	
	公報編集員	日額 7,070円以内	

	産学コーディネーター	日額	9,950円以内
	私立学校事務補助員	日額	7,070円以内
	施設管理事務補助員	日額	7,450円以内
	消費生活相談支援員	日額	9,950円以内
	消費生活相談専門員	日額	9,950円以内
	消費生活調査員	日額	8,820円以内
	情報公開・個人情報	会長	日額 20,000円以内
	保護審査会委員	委員	日額 17,000円以内
	職員カウンセラー	日額	10,520円以内
	食品表示指導員	日額	7,980円以内
	資料調査編集員	月額	138,120円以内
	政治資金事務補助員	日額	7,070円以内
	青少年育成指導員	月額	138,120円以内
	選挙事務調査員	月額	207,390円以内
	男女共同参画相談員	日額	7,170円以内
	展示解説員	月額	138,120円以内
	ふるさと交流推進専門員	日額	10,740円以内
	文化振興指導員	月額	138,120円以内
	文書管理補助員	日額	7,070円以内
	文書事務補助員	日額	8,720円以内
	幼保連携事務専門員	日額	7,070円以内
	歴史資料センター黎明館館長	月額	600,000円以内
企画部	鹿児島県地方創生担当特別顧問	月額	100,000円以内
	航空対策専門員	日額	7,070円以内
	統計調査員	日額	7,090円以内
P R ・ 観光戦 略部	鹿児島県観光振興特別顧問	月額	120,000円以内
	鹿児島県国際交流特別顧問	月額	100,000円以内
	観光広報アシスタント	日額	6,970円以内
	広報アシスタント	日額	6,970円以内
	国際交流員	月額	380,000円以内
	ふるさと特産運動推進指導員	月額	181,190円以内
環境林 務部	疫学調査員	日額	7,980円以内
	鹿児島県管理型処分場整備特別顧問	月額	100,000円以内
	県営林管理補助員	日額	5,690円以内
	県有林管理専門員	日額	9,190円以内
	公害健康被害診療報酬審査委員	日額	8,350円以内
	公害健康被害認定審 査会委員	会長	日額 57,200円以内
		副会長	日額 54,900円以内
		委員	日額 52,600円以内
	公害審査会委員	あっせん委員	日額 20,000円以内
		調停委員	日額 20,000円以内
		仲裁委員	日額 20,000円以内
	公害紛争処理専門調査委員	日額	11,030円以内
	公害保健推進員	日額	7,980円以内
	産業廃棄物適正処理監視指導員	日額	7,980円以内
	鳥獣保護管理員	日額	5,690円以内
	水俣病検診専門委員	日額	40,000円以内
保健福 祉部	医療給付専門指導員	日額	12,660円以内
	医療扶助専門指導員	日額	7,000円以内
	受付相談員	日額	6,790円以内

援護業務相談員	日額 7,510円以内
介護審査事務専門員	日額 7,070円以内
介護保険審査会専門調査員	日額 13,570円以内
介護保険報酬専門指導員	日額 7,980円以内
鹿児島県医療安全支援センター相談員	日額 7,980円以内
鹿児島県地域医師育成特別顧問	月額 100,000円以内
鹿児島県地域医療研修特別顧問	月額 100,000円以内
家庭相談員	月額 88,960円以内
看護審査事務専門員	日額 7,070円以内
狂犬病予防員	日額 12,860円以内
後期高齢者医療制度専門員	月額 437,000円以内
高次脳機能障害者支援員	日額 7,980円以内
国民健康保険指導監査専門医	日額 18,650円以内
子ども支援員	日額 8,280円以内
こども総合療育センター非常勤看護師	日額 7,160円以内
里親推進員	日額 8,280円以内
自殺対策調整員	日額 7,980円以内
児童生活指導員	月額 181,190円以内
児童等学習指導員	日額 8,280円以内
児童福祉相談員	日額 7,500円以内
就労支援員	日額 7,790円以内
障害者くらし安心相談員	日額 7,980円以内
障害福祉サービス等報酬専門指導員	日額 7,980円以内
食肉衛生検査補助員	日額 6,970円以内
食肉検査員	日額 16,180円以内
心理カウンセラー	日額 7,070円以内
精神保健指定医	日額 13,570円以内
電話相談員	日額 7,500円以内
動物愛護専門員	日額 6,970円以内
難病相談支援員	日額 6,790円以内
難病相談・支援センター社会福祉相談員	日額 7,500円以内
難病相談・支援センター所長	日額 22,500円以内
難病相談・支援センター保健相談員	日額 7,980円以内
パーキングパーミット制度推進員	日額 7,070円以内
ハブ対策専門員	日額 11,450円以内
非常勤医師	1時間につき9,500円以内
非常勤作業療法士	日額 8,720円以内
非常勤獣医師	日額 12,860円以内
非常勤宿直員	日額 6,920円以内
非常勤心理指導員	日額 7,070円以内
非常勤心理判定員	日額 7,070円以内
非常勤聴能言語訓練士	日額 7,170円以内
非常勤理学療法士	日額 8,720円以内
非常勤臨床検査技師	日額 8,720円以内
福祉推進員	日額 7,070円以内
婦人相談員	月額 163,400円以内
保健相談員	日額 7,980円以内
母子・父子自立支援員	月額 168,090円以内
輸出水産食品検査員	日額 7,980円以内

	若駒学園管理補助員	日額 8,340円以内
商工労働水産部	企画研修指導員	日額 8,220円以内
	企画情報専門員	日額 8,720円以内
	漁業権実態調査専門員	日額 7,980円以内
	債権管理事務補助員	日額 7,070円以内
	就職支援コーディネーター	日額 6,790円以内
	就職相談・支援員	日額 7,790円以内
	巡回就職支援指導員	日額 7,790円以内
	障害者就業開拓推進員	日額 6,790円以内
	障害者職業訓練コーチ	日額 7,790円以内
	障害者職業訓練コーディネーター	日額 7,790円以内
	職業訓練等推進員	日額 7,790円以内
	職業指導員	日額 15,060円以内
	職業能力開発校寮監	月額 158,730円以内
	進出企業アドバイザー	日額 7,980円以内
	水産研究業務補助員	日額 6,880円以内
	精神保健カウンセラー	日額 7,500円以内
	知的財産活用推進員	日額 11,360円以内
	特別労働相談員	日額 15,000円以内
	ふるさと人材相談員	日額 9,700円以内
	離職者訓練推進員	日額 7,070円以内
労働問題相談員	日額 12,300円以内	
農政部	大隅加工技術研究センター研究調整監	月額 400,000円以内
	大隅加工技術研究センター所長	月額 300,000円以内
	学生指導員	日額 7,070円以内
	家畜防疫指導員	日額 15,070円以内
	国有農地等調査員	日額 7,550円以内
	食品加工事業者連携推進員	日額 11,360円以内
	畜産改良業務補助員	日額 8,670円以内
	農業機械化研修補助員	日額 7,980円以内
	農村生活研修指導員	日額 7,070円以内
	農大研修専門員	日額 11,560円以内
	農大非常勤教授	日額 11,560円以内
	病害虫防除員	日額 5,000円以内
	保健指導員	日額 6,790円以内
土木部	建設業審査事務専門員	日額 7,070円以内
	公営住宅管理人	月額1,000円に管理戸数1戸につき100円を加算した額
	宅地建物取引事務専門員	日額 8,950円以内
	登記対策専門員	日額 10,520円以内
	土木施設管理補助員	日額 7,070円以内
危機管理局	鹿児島県原子力安全対策特別顧問	月額 100,000円以内
	国民保護協議会幹事	日額 4,950円以内
	災害応急業務囑託員	昼間勤務1回につき9,960円以内 夜間勤務1回につき17,350円以内
	消防学校舎監	月額 158,730円以内
	防災会議幹事	日額 4,950円以内
	防災研修センター管理員	日額 9,440円以内
	防災研修センター管理補助員	日額 8,380円以内
出納局	政府調達苦情検討委 委員長	日額 20,000円以内

	員会委員	委員	日額 17,000円以内
県議会	議会図書専門員		日額 7,980円以内
教育委員会	外国語指導助手		月額 380,000円以内
	学芸指導員		日額 6,880円以内
	学習指導員		1時間につき3,160円以内
	学生寮寮監		月額 156,830円以内
	鹿児島県立図書館館長		月額 300,000円以内
	学校医		日額 20,800円以内
	学校図書補助員		月額 165,270円以内
	学校薬剤師		日額 15,800円以内
	教育職員健康診断検査諮問委員		日額 9,900円以内
	教員適性検査問題作成委員		日額 9,900円以内
	教員免許事務補助員		日額 7,070円以内
	教科用図書選定審議会専門調査員		日額 9,900円以内
	高等学校入学者選抜学力検査問題作成委員		日額 9,900円以内
	校務補助員		日額 6,880円以内
	社会教育指導員		月額 134,390円以内
	奨学資金管理専門員		日額 8,720円以内
	職員健康管理嘱託員		日額 7,980円以内
	特別支援学校看護師		日額 8,980円以内
	特別支援教育支援員		日額 7,070円以内
	文化財調査員		日額 10,380円以内
	文化財保護指導委員		月額 6,710円以内
	保育支援員		日額 7,130円以内
	保健指導員		日額 7,980円以内
臨床心理相談員		日額 9,070円以内	
選挙管理委員会	選挙長		日額 10,700円以内
	選挙分会長		日額 10,700円以内
	選挙立会人		日額 8,900円以内
公安委員会	警察安全相談員		日額 7,980円以内
	交通安全指導専門員		日額 9,190円以内
	交通事務専門員		日額 7,070円以内
	交通聴聞員		月額 200,820円以内
	交番相談員		日額 7,070円以内
	少年相談員		日額 7,070円以内
	少年補導職員		月額 165,270円以内
	スクールサポーター		日額 7,070円以内
	捜査事務専門員		日額 7,070円以内
	DNA型鑑定支援業務従事者		日額 7,070円以内
	防犯活動専門員		日額 7,070円以内
遊技機調査員		日額 7,070円以内	
労働委員会	特別調整委員		日額 8,800円以内
	あっせん員		日額 8,800円以内
収用委員会	あっせん委員		日額 11,000円以内
	仲裁委員		日額 11,000円以内
各部・各種委員会共通	学芸専門員		月額 200,820円以内
	技術補助員		日額 10,030円以内
	教育相談員		月額 181,190円以内
	研修専門員		月額181,190円以内又は日額9,110円以

		内
講師	大学教授級	1時間につき6,100円以内
	大学准教授級	1時間につき5,100円以内
	大学講師級	1時間につき4,600円以内
	その他	1時間につき3,400円以内
参与		月額 100,000円以内
試験委員		日額 9,900円以内
試験監督員		日額 6,250円以内
職員相談員		月額181,190円以内又は日額9,110円以内
嘱託医		月額94,990円以内又は日額13,570円以内
生活指導員		月額141,870円以内又は日額7,130円以内
庁務補助員		日額 6,880円以内
非常勤看護師		日額 6,790円以内
非常勤警備員		勤務1回につき7,960円以内
非常勤嘱託員		日額 7,980円以内
文書事務専門員		月額 156,830円以内
法律顧問		月額 165,000円以内
用地交渉員		日額 8,950円以内
用地調査員		日額 7,550円以内
前各項に定めのない 附属機関の構成員	附属機関の長	日額 11,200円以内
	附属機関のその他の構成員	日額 9,900円以内

教育委員会規則

鹿児島県学校職員の初任給等に関する規則及び教育職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年12月26日

鹿児島県教育委員会教育長 古川仲二

鹿児島県教育委員会規則第9号

鹿児島県学校職員の初任給等に関する規則及び教育職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

(鹿児島県学校職員の初任給等に関する規則の一部改正)

第1条 鹿児島県学校職員の初任給等に関する規則（昭和32年鹿児島県教育委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

別表第7アの表中

62	61
62	62
62	62
62	62

62		62
63		62
63		62
63		63
63		63
63		63
64		63
64		63
64		63
64		64
64		64
65		64
65	を	64
65		64
65		64
65		65
65		65
66		65
66		65
66		65
66		66
66		66
66		66
66		66
67		66
67		66

に改める。

67	67
67	67
67	67
67	67
68	67

別表第7イの表中

66	65
66	66
66	66
66	66
66	66
66	66
67	66
67	66
67	67
67	67
67	67
67	67
67	67
67	67
68	67
68	67
68	67
68	68
68	68
68	68
68	68
69	68

を に改める。

69	68
70	68
70	68
71	69

別表第7ウの表中

34	33
35	34
36	34
37	35
37	35
38	36
38	36
39	37
39	38
40	39

を に改める。

（教育職員の給料の調整額に関する規則の一部改正）

第2条 教育職員の給料の調整額に関する規則（昭和32年鹿児島県教育委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

別表第2アの表1級の項中「6,984円」を「7,033円」に、「7,051円」を「7,101円」に、「7,119円」を「7,168円」に、「7,186円」を「7,236円」に、「7,263円」を「7,312円」に、「7,348円」を「7,398円」に、「7,429円」を「7,479円」に、「7,510円」を「7,560円」に、「7,591円」を「7,641円」に、「7,686円」を「7,735円」に、「7,776円」を「7,825円」に、「7,866円」を「7,915円」に、「7,956円」を「8,005円」に、「8,055円」を「8,104円」に、「8,154円」を「8,203円」に、「8,253円」を「8,302円」に、「8,356円」を「8,406円」に、「8,473円」を「8,523円」に、「8,586円」を「8,635円」に、「8,698円」を「8,748円」に、「8,811円」を「8,860円」に、「8,887円, 23号給8,964円」を「8,937円」に改め、同表2級の項中「8,977円」を「9,027円」に、「9,054円」を「9,103円」に、「9,130円」を「9,180円」に、「9,207円」を「9,256円」に、「9,288円」を「9,337円」に、「9,364円」を「9,414円」に、「9,441円」を「9,490円」に、「9,513円」を「9,562円」に、「9,594円」を「9,643円」に、「9,679円」を「9,729円」に、「9,765円」を「9,814円」に、「9,850円」を「9,900円」に、「9,927円」を「9,976円」に、「10,017円」を「10,066円」に、「10,107円」を「10,156円」に、「10,197円」を「10,246円」に、「10,282円」を「10,332円」に、「10,404円」を「10,453円」に、「10,525円」を「10,575円」に、「10,647円」を「10,696円」に、「10,764円」を「10,813円」に、「10,890円」を「10,939円」に、

「11,007円」を「11,056円」に改める。

別表第2イの表1級の項中「6,984円」を「7,033円」に、「7,051円」を「7,101円」に、「7,119円」を「7,168円」に、「7,186円」を「7,236円」に、「7,263円」を「7,312円」に、「7,348円」を「7,398円」に、「7,429円」を「7,479円」に、「7,510円」を「7,560円」に、「7,591円」を「7,641円」に、「7,686円」を「7,735円」に、「7,776円」を「7,825円」に、「7,866円」を「7,915円」に、「7,956円」を「8,005円」に、「8,055円」を「8,104円」に、「8,154円」を「8,203円」に、「8,253円」を「8,302円」に改め、同表2級の項中「7,699円」を「7,749円」に、「7,794円」を「7,843円」に、「7,888円」を「7,938円」に、「7,987円」を「8,037円」に、「8,077円」を「8,127円」に、「8,176円」を「8,226円」に、「8,275円」を「8,325円」に、「8,374円」を「8,424円」に、「8,478円」を「8,527円」に、「8,604円」を「8,653円」に、「8,725円」を「8,775円」に、「8,847円」を「8,896円」に、「8,977円」を「9,027円」に、「9,054円」を「9,103円」に、「9,130円」を「9,180円」に、「9,207円」を「9,256円」に、「9,288円」を「9,337円」に、「9,364円」を「9,414円」に、「9,441円」を「9,490円」に、「9,513円」を「9,562円」に、「9,594円」を「9,643円」に、「9,679円」を「9,729円」に、「9,765円」を「9,814円」に、「9,850円」を「9,900円」に、「9,927円」を「9,976円」に、「10,017円」を「10,066円」に、「10,107円」を「10,156円」に、「10,197円」を「10,246円」に、「10,282円」を「10,332円」に、「10,404円」を「10,453円」に、「10,525円」を「10,575円」に、「10,647円」を「10,696円」に、「10,764円」を「10,813円」に、「10,890円」を「10,939円」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の鹿児島県学校職員の初任給等に関する規則（以下「改正後の初任給等規則」という。）の規定及び第2条の規定による改正後の教育職員の給料の調整額に関する規則の規定は、平成29年4月1日から適用する。
（平成29年4月1日から施行日の前日までの間における異動者の号給）
- 3 平成29年4月1日からこの規則の施行の日（次項において「施行日」という。）の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の初任給等規則の規定による号給が第1条の規定による改正前の鹿児島県学校職員の初任給等に関する規則（以下「改正前の初任給等規則」という。）の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号給については、改正後の初任給等規則の規定にかかわらず、改正前の初任給等規則の規定による号給とするものとする。
（施行日から平成30年3月31日までの間における異動者の号給）
- 4 施行日から平成30年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員（個別に人事委員会の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

公安委員会規則

単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年12月26日

鹿児島県公安委員会委員長 豊島忍

鹿児島県公安委員会規則第28号

単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則

（単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則の一部改正）

第1条 単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則（昭和32年鹿児島県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条，第2条の2関係）

現 業 職 給 料 表

職員 の区 分	職 務 の 級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円
	1	128,900	180,300	202,000	249,100	278,400
	2	129,800	181,800	203,400	250,300	280,300
	3	130,800	183,300	204,800	251,400	282,100
	4	131,700	184,800	206,100	252,600	283,900
	5	132,700	186,100	207,400	253,500	285,700
	6	133,700	187,600	208,800	254,800	287,500
	7	134,700	189,000	210,200	255,900	289,200
	8	135,700	190,300	211,600	257,100	291,000
	9	136,500	191,700	213,000	258,200	292,600
	10	137,500	192,900	214,600	259,300	294,400
	11	138,500	194,200	216,200	260,500	296,100
	12	139,600	195,300	217,600	261,700	297,900
	13	140,400	196,500	218,900	262,700	299,400
	14	141,400	197,600	220,400	263,800	301,100
	15	142,400	198,700	221,900	264,800	302,700
	16	143,400	199,800	223,200	265,800	304,200
	17	144,500	200,900	224,100	266,900	305,700
	18	145,700	202,000	224,900	268,100	307,300
	19	146,900	203,000	225,800	269,200	308,900
	20	148,100	204,000	226,800	270,100	310,600
	21	149,200	205,000	227,700	271,100	311,700
	22	150,400	206,100	229,200	272,200	313,100
	23	151,600	207,200	230,500	273,300	314,500
	24	152,800	208,200	231,600	274,300	316,000
	25	154,000	209,100	233,100	275,200	317,200
	26	155,500	210,000	234,400	276,300	318,700
	27	157,000	210,700	235,700	277,400	320,100
	28	158,500	211,600	237,000	278,500	321,500
	29	159,900	212,500	238,000	279,400	323,100
	30	161,400	213,700	239,200	280,500	324,300
	31	162,900	214,700	240,500	281,500	325,600
	32	164,400	215,600	241,700	282,500	326,800
	33	165,900	216,300	242,800	283,300	327,900
	34	167,700	217,500	244,100	284,200	328,800
	35	169,500	218,600	245,200	285,100	329,900
	36	171,300	219,800	246,400	286,200	331,000
	37	173,100	220,500	247,700	286,800	332,100
	38	174,800	221,700	248,900	287,700	333,200
	39	176,500	222,900	250,200	288,600	334,200
	40	178,200	224,000	251,500	289,500	335,200
	41	179,800	224,900	252,500	290,200	336,200
	42	181,200	226,100	253,800	291,200	337,200
	43	182,600	227,100	254,900	292,200	338,200
44	184,000	228,200	256,200	293,100	339,200	

45	185,500	229,300	257,100	293,800	340,100
46	186,900	230,400	258,200	294,700	341,100
47	188,300	231,500	259,400	295,600	342,100
48	189,700	232,500	260,400	296,500	343,100
49	191,000	233,500	261,600	297,200	344,000
50	192,200	234,600	262,800	297,800	344,900
51	193,300	235,700	264,000	298,500	345,800
52	194,500	236,900	264,900	299,300	346,600
53	195,600	238,000	265,900	299,900	347,400
54	196,700	239,000	267,000	300,700	348,200
55	197,800	239,900	268,200	301,400	349,000
56	198,900	240,700	269,400	302,100	349,700
57	200,000	241,600	270,200	302,800	350,400
58	201,000	242,600	271,200	303,500	351,200
59	202,000	243,600	272,300	304,300	352,000
60	203,000	244,500	273,300	305,000	352,700
61	204,100	245,400	274,400	305,600	353,400
62	205,000	246,300	275,500	306,300	354,100
63	205,900	247,200	276,300	307,000	354,800
64	206,800	248,100	277,400	307,700	355,500
65	207,500	248,900	278,200	308,200	356,100
66	208,300	249,700	279,000	308,700	356,600
67	209,000	250,500	279,800	309,300	357,100
68	209,800	251,200	280,600	309,900	357,600
69	210,200	252,000	281,300	310,500	358,000
70	210,800	252,600	282,100	310,900	
71	211,100	253,000	282,900	311,400	
72	211,700	253,400	283,600	311,900	
73	211,900	253,600	284,400	312,200	
74	212,500	254,000	285,100	312,700	
75	213,000	254,500	285,900	313,200	
76	213,800	255,000	286,700	313,600	
77	214,000	255,400	287,300	313,800	
78	214,700	255,800	287,800	314,100	
79	215,200	256,300	288,300	314,400	
80	215,800	256,800	288,700	314,700	
81	216,500	257,100	289,100	315,000	
82	217,000	257,400	289,500	315,300	
83	217,600	257,700	290,000	315,600	
84	218,300	258,000	290,500	315,900	
85	218,900	258,200	290,900	316,100	
86	219,400	258,400	291,500	316,500	
87	219,900	258,700	292,100	316,800	
88	220,600	259,000	292,700	317,000	
89	221,100	259,200	293,000	317,200	
90	221,700	259,400	293,500	317,500	
91	222,300	259,800	294,000	317,800	
92	222,800	260,000	294,400	318,100	

	93	223,200	260,300	294,800	318,300	
	94	223,700	260,700	295,300	318,600	
	95	224,200	261,000	295,800	318,900	
	96	224,700	261,300	296,300	319,100	
	97	225,200	261,500	296,600	319,300	
	98	225,700	261,800	297,000	319,600	
	99	226,200	262,000	297,500	319,900	
	100	226,700	262,300	298,000	320,100	
	101	227,100	262,600	298,400	320,300	
	102	227,600	262,800	298,800		
	103	228,200	263,100	299,100		
	104	228,800	263,400	299,400		
	105	229,200	263,600	299,700		
	106	229,700	263,800	300,100		
	107	230,000	264,100	300,500		
	108	230,400	264,300	300,900		
	109	230,600	264,600	301,200		
	110	231,000	264,900	301,600		
	111	231,500	265,200	302,000		
	112	232,000	265,400	302,300		
	113	232,200	265,600	302,500		
	114	232,700	265,900	302,800		
	115	233,200	266,100	303,100		
	116	233,700	266,300	303,300		
	117	234,000	266,600	303,500		
	118	234,400	266,900	303,800		
	119	234,800	267,200	304,100		
	120	235,200	267,500	304,300		
	121	235,600	267,600	304,500		
	122		267,900	304,800		
	123		268,200	305,100		
	124		268,500	305,300		
	125		268,600	305,500		
	126		268,900	305,800		
	127		269,200	306,100		
	128		269,500	306,300		
	129		269,600	306,500		
	130		269,900	306,800		
	131		270,200	307,100		
	132		270,500	307,300		
	133		270,600	307,500		
	134		270,900			
	135		271,200			
	136		271,500			
	137		271,600			
再任 用職 員		193, 200	204, 300	222, 800	243, 600	274, 300

備考 職員の給料月額、この表に掲げる給料月額に100分の100.29を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げる。）とする。

別表第5中

「	57		「	56		「	26		「	25
	57			57			26			26
	57			57			27			26
	58			57			27			26
	58	を		58	に、		28			27
	58			58			28			27
	59			58			29			27
	59			59			29			28
	59			59			29			28
	60			59			30			28
」			」				30			29
							30			29
							30			29
							31			30
							31			30
							31			31
							32			31
			」							」

（単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部改正）
 第2条 単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（平成18年鹿児島県公安委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

附則第3項第1号中「100分の95.18」を「100分の99.13」に改め、同項第2号中「100分の95.39」を「100分の99.34」に改める。

（単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部改正）
 第3条 単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（平成27年鹿児島県公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成30年3月31日」を「平成33年3月31日」に改め、「相当する額」の次に「から、平成30年4月1日から給料の支給日までの期間の年数（その期間に1年に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）に1を加えた数に3,000円を乗じて得た額を減じた額（零を上回るものに限る。）」を加える。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第3条の規定は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則（以下「改

正後の規則」という。)の規定は、平成29年4月1日から適用する。

- 3 改正後の規則別表第1の規定を適用する場合においては、改正前の単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則（以下「改正前の規則」という。）別表第1の規定及び単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則（平成27年鹿児島県公安委員会規則第11号。以下この項において「平成27年改正規則」という。）附則第2項の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則別表第1の規定及び平成27年改正規則附則第2項の規定による給与の内払とみなす。
- 4 平成29年4月1日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の規則別表第5の規定による号給が改正前の規則別表第5の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号給については、改正後の規則別表第5の規定にかかわらず、改正前の規則別表第5の規定による号給とするものとする。
- 5 この規則の施行の日から平成30年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。
- 6 前3項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項については、鹿児島県地方警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成29年鹿児島県条例第39号）の適用を受ける職員の例による。

.....

鹿児島県地方警察職員の初任給，昇格，昇給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年12月26日

鹿児島県公安委員会委員長 豊島忍

鹿児島県公安委員会規則第29号

鹿児島県地方警察職員の初任給，昇格，昇給等に関する規則の一部を改正する規則

鹿児島県地方警察職員の初任給，昇格，昇給等に関する規則（平成3年鹿児島県公安委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

別表第7アの表中

78	を	77	に	改	め	る。
79		78				
80		78				
81		79				
81		79				
82		80				
82		80				
83		81				
83		82				

84

83

別表第7ウの表中

54	53	34	33
55	54	34	34
56	54	34	34
57	55	35	34
57	55	35	34
57	56	35	35
58	56	36	35
58	57	36	35
58	57	36	35
59	58	37	36
59	58	37	36
59	59	37	36
60	59	37	36
		37	36
		37	36
		38	37
		38	37
		38	37
		38	38
		39	38
		39	38
		39	39
		39	39
		39	39
		40	39

別表第7エの表中

78		77
79		78
80		78
81		79
81		79
81		80
81		80
81		81
82		81
82	を	81
82		81
82		82
82		82
83		82
83		82
83		83
83		83
83		83
84		83

に改める。

別表第7オの表中

22	21				
23	22	54	53		
24	22	55	54		
25	23	56	54		
				43	42

25	を	23	に、	57	を	55	に、	43	を	42	に改める。
26		24		57		55		43		43	
26		24		58		56		43		43	
27		25		58		56					
27		26		59		57					
28		27									

附 則

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の鹿児島県地方警察職員の初任給，昇格，昇給等に関する規則（以下「改正後の初任給規則」という。）の規定は、平成29年4月1日から適用する。
（平成29年4月1日から施行日の前日までの間における異動者の号給）
- 3 平成29年4月1日からこの規則の施行の日（次項において「施行日」という。）の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の初任給規則の規定による号給が改正前の鹿児島県地方警察職員の初任給，昇格，昇給等に関する規則（以下この項において「改正前の初任給規則」という。）の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号給については、改正後の初任給規則の規定にかかわらず、改正前の初任給規則の規定による号給とするものとする。
（施行日から平成30年3月31日までの間における異動者の号給）
- 4 施行日から平成30年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格，昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員（個別に人事委員会の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。